

## 海津市次世代育成支援行動計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における次世代育成支援行動計画策定の推進を図るため、海津市次世代育成支援行動計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援行動計画策定の推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画策定の推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 3 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、会議に関係課等の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 検討委員会に海津市次世代育成支援行動計画検討委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に定める検討委員会の委員の所属する課の者で、当該委員に推薦された係長級の者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、行動計画の策定上必要な資料の収集、調査及び研修を行い、その結果を検討委員会に報告するものとする。
- 4 ワーキンググループは、児童福祉課長が招集し、これを主宰する。

### (事務局)

第6条 検討委員会及びワーキンググループの事務局は、市民福祉部児童福祉課に置く。

### (委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条關係 )

市民福祉部長  
市民課長  
福祉總務課長  
高齡福祉課長  
障害福祉課長  
兒童福祉課長  
健康課長  
總務課長  
企画政策課長  
商工觀光課長  
建設課長  
都市計畫課長  
学校教育課長  
生涯學習課長

別表第 2 ( 第 5 条關係 )

市民課  
福祉總務課  
高齡福祉課  
障害福祉課  
兒童福祉課  
健康課  
總務課  
企画政策課  
商工觀光課  
建設課  
都市計畫課  
学校教育課  
生涯學習課